

板橋区乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

（令和8年3月19日 区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施を図るため、東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（東京都板橋区条例第42号。以下「認可基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を区の標準として定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び認可基準条例で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- （1） 保育所 法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- （2） 家庭的保育事業等 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- （3） 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- （4） 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- （5） 多様な他者との関わりの機会の創出事業 多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5年3月30日4福保子第4943号）に基づき実施する事業をいう。
- （6） 企業主導型保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業を行う施設をいう。
- （7） 要支援家庭のこども 関係機関が連携して支援を行う必要があると区長が認めた家庭の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）をいう。
- （8） 定期利用 利用する施設、曜日、時間帯を固定する等、定期的に利用する方法をいう。
- （9） 柔軟利用 利用する施設、曜日、時間帯を固定せず、柔軟に利用する方法をいう。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、板橋区及び板橋区による法第34条15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた者（以下「事業実施者」という。）とする。

（利用対象乳幼児）

第4条 本事業を利用できる乳幼児（以下「利用対象乳幼児」という。）は、利用当日において0歳6か月から満3歳未満までの乳幼児であり、保育所、幼稚園、認定こ

ども園、家庭的保育事業等及び企業主導型保育施設のいずれにも通っていない者とする。

(実施方法)

第5条 事業実施者は、認可基準条例第20条に定める一般型乳児等通園支援事業又は余裕活用型乳児等通園支援事業により本事業を実施するものとする。

- 2 余裕活用型乳児等通園支援事業は、第2条第1号から第3号までに定める施設等（居宅訪問型保育事業を除く。）で、利用定員まで乳幼児を預かることが可能な職員数が確保できている事業実施者のみが実施する。
- 3 事業実施者は、利用を希望する保護者に対し、利用可能日、利用時間、サービス内容及び徴収する金額等について書面によって説明を行い、同意を得なければならない。
- 4 事業実施者は、初回利用の前に保護者と事前面談を行い、制度の意義や利用にあたっての基本的事項の伝達を行うとともに、乳幼児の特徴や保護者の意向を把握する。
- 5 利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、乳幼児の育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意する。
- 6 事業実施者は、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（こども家庭庁）を踏まえ、乳幼児の育ちに関する計画や記録を作成する。
- 7 本事業の利用は、事業実施者が定める利用形態（定期利用又は柔軟利用）に基づき行うものとする。

(利用時間)

第6条 本事業の利用時間は、1月につき10時間を限度とする。なお、利用時間は当月分のみ有効であり、未利用の時間について翌月以降に繰り越すことはできない。この場合において、本事業実施者が、多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施しているときは、本条の規定に上乗せして利用できる。

- 2 利用予約のキャンセルによる利用時間の取扱いについては、別表に定める。なお、実施事業者において定めることもできる。

(事前面談)

第7条 保護者は、事業を利用するにあたって、利用対象乳幼児を同伴させた上で、事業実施者と面談を行い、当該乳幼児の健康状態やアレルギー等の情報を事業実施者に報告しなければならない。

- 2 事業実施者は、乳幼児の健康状態を保護者から十分聴取する等、利用する乳幼児の処遇に支障がないように留意しなければならない。
- 3 保護者は面談当日に事業実施者の指定する書類等を持参しなければならない。

(利用対象乳幼児の受け入れ)

第8条 事業実施者は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該乳幼児の受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び乳児等通園支

援事業者の体制等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その旨を保護者に説明しなければならない。

(利用者負担額)

第9条 事業実施者は、本事業の実施にあたって、本事業を実施するために必要となる経費の一部（以下「利用料」という。）及び乳児等通園支援事業の利用に係る費用の実費相当額を利用者から徴収することができる。利用料は、乳幼児1人1時間あたり300円を上限とし、事業実施者が定める額とする。

2 給食費、おやつ代等の実費徴収に係る費用については、利用者の同意を得た上で、必要に応じて事業実施者において定めた金額を徴収する。

3 キャンセル料の取扱いについては、別表に定める。なお、実施事業者において定めることもできる。

(利用料減免)

第10条 事業実施者は、利用対象乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める額の利用料を減免することができる。この場合において、当該減免の申請がなされ、適用が認められた時点から対象とする。

(1) 本事業による支援を受けた日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である世帯に属する乳幼児の場合 300円を上限として事業実施者が定める額を減免する。

(2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による区市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が7万7,101円未満の世帯に属する乳幼児の場合又は子ども子育て支援法第30条の4第3号に規定する区市町村民税世帯非課税者の場合（前号に掲げる場合を除く。）200円を上限として事業実施者が定める額を減免する。

(3) 要支援家庭こどものいる世帯その他区長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、区がその乳幼児及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、利用料を軽減することが適当であると認められる場合（前各号に掲げる場合を除く。）200円を上限として事業実施者が定める額を減免する。

(留意事項)

第11条 事業実施者は、事業を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項につき留意するものとする。

(1) 事業実施者は、認可基準条例第7条に定める安全計画の策定等を適切に行うこと。

(2) 本事業の実施中に事故が生じた際には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日付け、こ成安第44号・6教参学第51号）」に従い、速やかに報告すること。

(3) 本事業の実施中に不注意等によって生じた事故により利用者の身体・生命を害し、又は財物を破損した場合に法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害等について賠償すること。

(4) 事前に利用申請があった利用日時において、対象乳幼児の通園が確認できな

い場合は、電話等により保護者に連絡を取り、利用の有無等を確認する。特に、支援が必要な家庭等の乳幼児の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切な支援を行うこと。

- (5) 要支援家庭のこども等において、不適切な療育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- (6) 給食等の提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。
- (7) 対象となる利用者の家庭に対して本事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。
- (8) 事業実施者は、本要綱に基づき作成、受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長又は教育委員会が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第6条、第9条関係）

期限及び連絡の有無	前日（※）		当日	
	17時までにキャンセル	17時を過ぎてキャンセル	無断キャンセル	利用時間に遅れた場合や早退等
利用料	無し	無し	無し	利用時間分の支払い
実費負担の支払い(給食費等)	無し	無し	無し	実費負担分の支払い
利用時間枠の消費	無し	予約時間分を消費	予約時間分を消費	予約時間分を消費

※ 土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）をはさむ場合のキャンセル等の連絡は、利用直近の平日の17時までを期限とする。